

第 10 次北海道交通安全計画の概要

第 1 部 総 論

第 1 章 交通安全計画について

1 計画の位置付け・期間等

根拠：交通安全対策基本法第 25 条
(陸上交通の安全に関する総合的・長期的な施策の大綱)
作成主体：北海道交通安全対策会議
期間：平成 28 年度～平成 32 年度の 5 年間

2 計画の基本理念

- ・ 交通事故のない社会を目指して
- ・ 人優先の交通安全思想
(高齢者、障がい者、子供等の安全確保)
- ・ 先端技術の積極的活用

3 計画の推進

- ・ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ・ 地域ぐるみの交通安全対策の推進

第 2 章 交通事故等の現状等

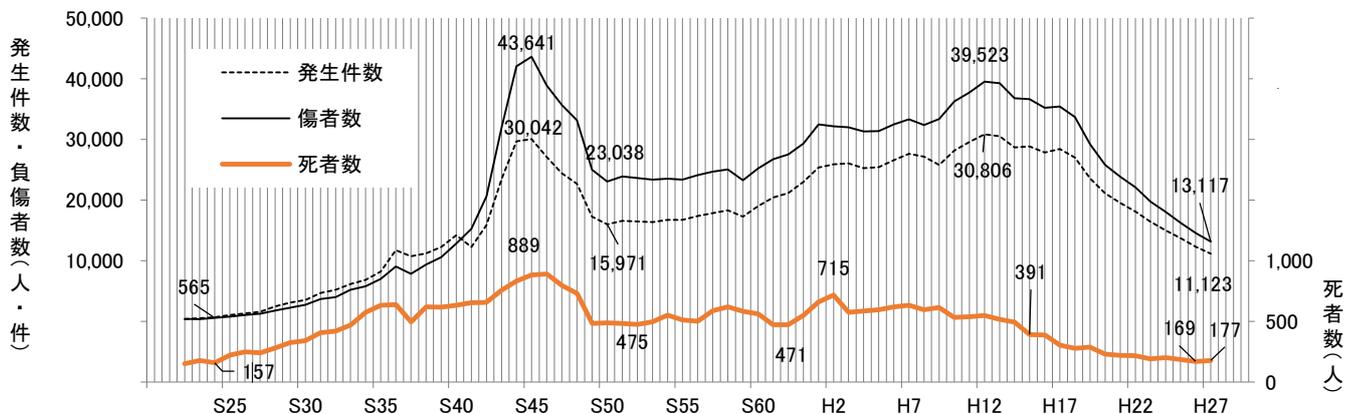
1 道路交通事故の現状と今後の見通し

第 9 次交通安全計画の目標
死者 175 人→177 人 (H27)

- ・ 高齢者 (65 歳以上) の死者数が高い (全死者数の約 5 割)
- ・ 16 歳～24 歳までの死者数が減少 (特に自動車乗車中の減少が顕著)
- ・ 交通事故死者数の減少幅は縮小傾向

【背景】高齢者人口の増加、シートベルト着用率等の頭打ち など

〔道路交通事故における交通事故発生件数、死者数及び負傷者数〕



2 鉄道交通の現状

運転事故は、近年はほぼ横ばいの傾向
15 件、死者 4 人 (H27)

3 踏切事故の現状

長期的には減少傾向
8 件、死傷者 6 人 (H27)

第 3 章 交通安全計画における目標

1 道路交通の安全についての目標

平成32年までに24時間交通事故死者数を150人以下とし、達成後はさらにゼロに近づける。

2 鉄道交通の安全についての目標

- ① 乗客の死者数ゼロを目指す。 ② 運転事故全体の死者数減少を目指す。

3 踏切道における交通の安全についての目標

踏切事故の発生を極力防止

第4章 施策の柱と重点課題

1 高齢化社会を踏まえた総合的な対策
(市町村などと連携して総合的な対策の推進)

2 飲酒運転の根絶
(飲酒運転を根絶するための社会環境づくり)

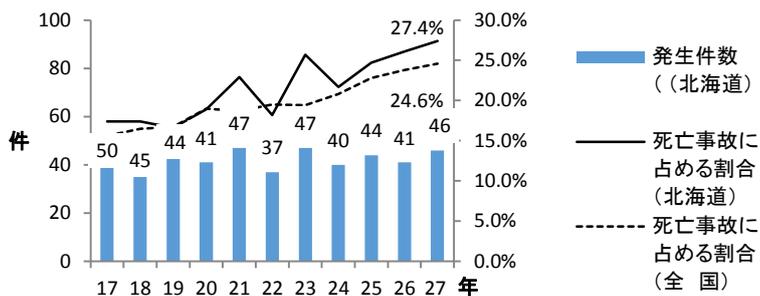
3 スピードダウン
(交通事故の発生実態に即した速度抑制対策)

4 シートベルトの全席着用
(交通事故の実態に基づき必要性を普及啓発)

5 自転車の安全利用
(交通ルール・マナーに関する交通安全教育)

6 生活道路における安全確保
(幹線道路との関係性を踏まえた面的対策)

高齢運転者（65歳以上）が第1当事者となった交通死亡事故の推移



7 鉄道交通における安全対策

8 踏切道における交通安全対策

9 冬季に係る陸上交通の安全

第2部 講じようとする施策

第1章 道路交通の安全

- 1 道路交通環境の整備
(生活道路における歩行空間の整備、交通需要マネジメントの推進 など)
- 2 交通安全思想の普及徹底
(段階的かつ体系的な交通安全教育の推進、交通安全に関する普及啓発活動の推進 など)
- 3 安全運転の確保
(道民の立場に立った運転免許行政の推進、交通労働災害の防止 など)
- 4 車両の安全性の確保
(先進安全自動車 (ASV) の普及の促進、リコール制度の充実・強化 など)
- 5 道路交通秩序の維持
(交通の指導取締りの強化、適正かつ緻密な捜査の一層の推進 など)
- 6 救助・救急活動の充実
(救助・救急体制の整備、救急医療体制の整備、救急関係機関の協力関係の確保 など)
- 7 被害者支援の充実と推進
(損害賠償の請求についての援助、交通事故被害者支援の充実強化 など)
- 8 研究開発及び調査研究の充実
(道路交通の安全に関する研究開発の推進、事故原因の総合的な調査研究の充実強化)

第2章 鉄道交通の安全

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 鉄道交通環境の整備 | 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 |
| 3 鉄道の安全な運行の確保 | 4 鉄道車両の安全性の確保 |
| 5 救助・救急活動の充実 | 6 被害者支援の推進 |
| 7 鉄道事故等の原因究明と再発防止 | |

第3章 踏切道における交通の安全

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 | 3 踏切道の統廃合の促進 |
| 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 | |
| 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置 | |